

# 一般質問発言通告書

発言順位 5番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和5年 11月 28日

三島市議会議長 藤江 康儀 様

三島市議会議員 2番 沈 久美

質問事項1	三島農兵節の普及と継承のために
具体的内容	<p>三島市民にはおなじみの農兵節。その元歌は嘉永年間、すでに三島地方で親しまれていたノーエ節とされており、節まわしは幕末の葦山代官・江川担庵が農兵の唄に採用したといわれます。大正時代、ノーエ節は平井源太郎と矢田孝之らによって東京や大阪に広められました。昭和9年、日本コロムビアから赤坂小梅の唄でレコード化。その大ヒットから来年令和6年でちょうど90年となり、嘉永まで遡れば170年もの長きにわたり親しまれ、三島が大事に継承・普及してきた伝統民謡・三島農兵節であると胸を張ってよいということなのです。</p> <p>現在は三島農兵節普及会が中心となり、踊りと音曲の普及啓発を行っています。ただ、当普及会は、高齢化や担い手不足に伴い活動や普及対象が市内に限定されがちであるといった課題が見受けられ、次世代への継承という点でも盤石とは言えない状況にあります。</p> <p>コロナ禍を経て、全国では祭りや芸能といった地域伝統の価値が見直されています。今こそ、農兵節の踊り手人口の拡充と継承における確かな方針づけを行い、新たな一步を踏み出す好機と考えます。踊り手拡充としては、市民はもとよりいわゆる関係人口、交流人口も視野に入れていく。そして、音曲の担い手育成に本腰を入れていくため、具体的な方法について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 農兵節の現状認識、および普及・継承のための課題認識と近年の取り組みについて</li><li>2. 市民・近隣住民・観光客が参加できる大盆踊りを令和6年度から開催することについて</li><li>3. 郷土民謡にふれる教育的意義、及び小中学校の授業等で農兵節を扱うことについて</li><li>4. 小中学生対象の広域ジュニアチーム「三島農兵節クラブ」創設について</li></ol>
質問事項2	障がいのある人への合理的配慮がもっと当たり前になるまちへ
具体的内容	<p>障がい者の意見を聞き、社会にある困りごとを解消するのが「合理的配慮」です。今年はその合理的配慮の提供について定めた障害者差別解消法成立から10年。来年令和6年4月からは改正法が施行され、行政機関等のみならず、事業者すべてにおいて合理的配慮の提供が努力義務→義務となります。</p> <p>一方、高齢者・障がい者等の移動等の円滑化を推進する法律にバリアフリー法があります。こちらの主な対象は公共交通機関と公共的な建物といえます。</p> <p>これら二つの法律は重なる部分もありますが、違いを認識しておくことは重要です。簡潔に言うなら、前者は社会的障壁をなくし共生社会を目指すのに対し、後者は移動や施設利用の利便性と安全性向上の促進を図ることでユニバーサル社会を目指すものです。また、前者は人権が関わり、人間の尊厳が最も重要視されるという点が大きな違いであろうと考えます。</p> <p>三島市では平成20年に移動円滑化基本構想が策定されました。全国でも早い取り組みと認識しています。策定から15年、当市のバリアフリーは障がい者のニーズに適っているでしょうか。また障がい者の社会的障壁をなくす姿勢は積極的といえるでしょうか。確認させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 三島市の身体障がい者の現状（障がいの種類・人数・近年の傾向）</li><li>2. 三島市移動等円滑化基本構想策定から今日までの歩み。及び改訂等についての見解</li><li>3. JR三島駅構内エスカル設置の経緯。当事者との建設的対話はどうかであったか。及び設置完了後の現地における使用説明会開催についての見解</li><li>4. 障害者差別解消支援地域協議会の設置状況</li></ol>